

ＪＲ坂駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に基づく交通安全特定事業計画

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第３条の規定による基本方針及び第３６条の規定に基づき，また，ＪＲ坂駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に即して，ＪＲ坂駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）

- (1) 坂駅から平成ヶ浜中央公園南側を經由して坂町役場までについての道路の区間
 - ア 町道坂駅自由通路線（坂駅から坂駅北口まで）
 - イ 県道坂小屋浦線（坂駅北口から平成ヶ浜中央公園南西先まで）
 - ウ 町道丸子新開１号線（平成ヶ浜中央公園南西先から坂町役場まで）
- (2) 坂町役場から町民センターまでについての道路の区間
町道平成ヶ浜４号線（坂町役場北東先から町民センター北西先まで）
- (3) 平成ヶ浜東公園西側から平成ヶ浜二丁目１番角北東までについての道路の区間
町道丸子新開２号線（平成ヶ浜東公園西側先から平成ヶ浜二丁目１番角北東先まで）
- (4) 町民センター南西から坂インター北交差点を經由して町民センター南西までについての道路の区間
 - ア 国道３１号（町民センター南西先から坂インター北交差点まで）
 - イ 町道丸子新開２号線（坂インター北交差点から平成ヶ浜３丁目交差点まで）
 - ウ 県道坂小屋浦線（平成ヶ浜３丁目交差点から町民センター南西先まで）
- (5) 横浜中央一丁目バス停留所先から坂郵便局までについての道路の区間
町道岡下尾鷹線（横浜中央一丁目バス停留所先から坂郵便局先まで）

2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

- (1) 町民センター南西から坂インター北交差点を經由して町民センター南西までについての道路の区間
町道丸子新開２号線（坂インター北交差点から平成ヶ浜３丁目交差点まで）
 - ア 実施事業内容
横浜中央一丁目バス停留所先 道路標識の大型化
 - イ 実施予定期間
平成２１年～平成２２年までの間

(2) 上記1, (1)(2)(3)(4)(5)の道路の区間

ア 実施事業内容

(ア) 歩道, 横断歩道, バス停留所付近及び視覚障害者誘導用ブロック上等における違法駐車の指導取締り

(イ) 違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

イ 実施予定期間

随 時

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 高齢者, 身体障害者, 地域住民等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては, 高齢者・身体障害者関連団体の代表者, 地域住民, その他道路利用者等の意見聴取に努める。

(2) 関係機関との連携の強化

安芸郡坂町と定期的に事業の検討及び点検を行う。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の取締り, 広報・啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して, 重点的かつ計画的に実施する。